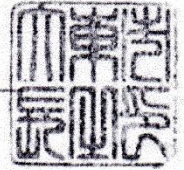




大東秘広第2371号
【陳情第19号】
平成30年10月16日

大東市三箇自治会
区長 岡崎 信久 様

大東市長 東坂 浩



要望書について (回答)

平素は本市行政にご協力いただきありがとうございます。平成30年7月13日付けで
ご要望のありました件について、下記のとおり回答いたします。

記

[1] 全般事項

【要 望】

1. 市民生活部

(1) 防犯カメラの設置

安全・安心な市民生活を確保するため、市の事業としてすべての通学路に複数台
の防犯カメラを設置し、管理されたい。

【回 答】

本市では、平成28年度から安全・安心見守り事業として、防犯カメラと小型軽量I
Cタグを感知するビーコン受信器が一体となった多機能型カメラを設置しております。

また、昨年度までに市内通学路に多機能型カメラを14台、全市立小学校の通用門付
近にビーコン受信器を設置し、小学校に設置している防犯カメラを活用しながら通学路
の安全を中心に事業を行っているところです。

【要 望】

(2) 防犯灯LED化取替事業の継続

平成23年度から平成27年度までの5か年にわたり、防犯灯LED化取替助成
事行が実施されたところであるが、市の責任において早期にすべての防犯灯のL
ED化を完了されたい。

【回 答】

LED防犯灯設置等補助事業につきましては、平成30年度も継続して行っており、
次年度以降も事業継続に必要な予算確保に努めてまいります。

【要 望】

(3) LED防犯灯の更新について

市の補助事業として防犯灯のLED化が進められているところであるが、最初に設置されたLED防犯灯が6～7年を経過しようとしている。寿命が10年とされるLEDであることから全台同時更新となることが予想され、莫大な費用が必要となる。三箇自治会においても450台以上の防犯灯があり、全台同時更新となれば900万円を超える費用が発生するため自治会で負担することはできない。したがって近い将来に必ず起こるこの事態に対し、市当局にはどのような計画があるのか示されたい。

【回 答】

今後の経年劣化に対する対応につきましては、平成23年度末から取替を開始しておりますが、10年といわれるLEDの耐久寿命も近づいてきたことから具体的な対応策について検討してまいります。

【要 望】

(4) 自治区市民会議活動補助金について

大東市全世代地域市民会議ハンドブック（平成28年度版）において、大東市自治区市民会議活動補助金交付要綱第4条第1号「ア」に規定する補助金の算定根拠を「賛同者の数に一人当たりの補助金を乗ずる方法への検討を行っている」と明記されているが、これは、制度そのものを大きく変質されるものであり、現行の算定根拠の「一人当たりの補助金額」の増減といった問題ではない。また、制度の根幹的な事項を制度のスタート時点において論ずることは、現行の制度が十分に練り上げられたものではないという証でもある。

コミュニティー施策及びその活動は、制度の賛同者のための活動ではなく、地域住民全体に対するものであり、補助金の限度額の算定根拠を「賛同者の数」とすることは、コミュニティー施策とは整合しない。賛同者を把握する必要があるれば、補助金の算定根拠と切り離し、別途検討を加えることが適当である。

【回 答】

全世代地域市民会議（以下「市民会議」）は、地域課題の優先順位等を市民会議構成メンバーで議論していただき、補助金を交付するものです。

市民会議での活動内容等をご理解いただき、より多くの賛同を得ることが、市民会議の発展へと寄与するものと考えていることから、市民会議活動補助金につきましては、賛同者の数に応じての補助金額を算定することを検討しております。

今後は、三箇地区からいただきました要望を考慮した上で、自治区全体が活性される市民会議における補助金交付へとつなげていきたいと考えておりますので、ご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

【要 望】

- (5) 青色防犯パトロール活動補助金について、定額の補助金ではなく必要経費の全額補助にできるよう要望する。また、補助金申請時、当該車両の車検証添付は車両の変更がなければ省略できるよう取り扱いされたい。

【回 答】

補助額につきましては、他市の状況を調査する等研究してまいります。また、添付書類に関しましては、事業開始から3年目を迎えたことから活動団体のご意見も反映しながらガイドラインの改正を行い、簡素化できるよう努めてまいります。

【要 望】

2. 街づくり部

(1) 市道の舗装改良

地域内の道路について、計画的に舗装改良工事を施工されたい。
また、地区内主要横断歩道のグリーンカラー化を推進されたい。

【回 答】

昨年度に引き続き、舗装補修を必要とする箇所について地域の皆様と協議し、優先順位を決めた上で、計画的に対応いたします。

また、横断歩道のグリーン化につきましては、本年6月に大阪府警察本部より今後の設置は認めないとの指導がありました。主要な横断歩道において歩行者の安全を確保するため、他の注意喚起方法について、警察と協議を進めてまいります。

【要 望】

(2) 道路標記の点検整備

横断歩道、車両停止線その他道路表示の点検を行い、新規または再表示の工事を実施されたい。

【回 答】

昨年と同様に、四條畷警察交通規制担当に確認したところ、基本的にはパトロール巡回等により交通規制表示（法定表示）が不鮮明であり、補修が必要と判断した箇所については随時補修を行っている状況とのことでした。今後も、地元の皆様から気になる箇所について申し出があれば確認すると伺っております。

なお、その他の法定外表示につきましては、不鮮明で再表示が必要な箇所は順次対応いたします。

【要 望】

- (3) 住道四の宮線道路改良2期工事の早期着工を実施されたい。

【回 答】

平成30年住道四の宮線道路改良2期工事につきましては、10月15日から現場着工しております。

【要 望】

- (4) 三箇第3公園の外周について、防草工事を実施されたい。

【回 答】

防草を目的とした植栽帯整備工事については、10月9日に完了いたしました。

【要 望】

- (5) コミュニティバスの利便性向上をはかるため次の2点を実施されたい。

- ①平日の上り9便と10便の間、下り8便と9便の間、休日の上り6便と7便の間、下り5便と6便の間に1便増便をされたい。
②住道駅前発の最終便出発時刻を午後9時とされたい。

【回 答】

本市のコミュニティバスは、現在、市内3コースを3台の車両で運行しております。三箇コースにつきましては、朝夕の繁忙時間帯を2台の車両で運行しており、現在の台数で運行できる上限の時間帯・便数で運行を行っているところです。

増便や時間延長等の措置につきましては、運転手の勤務時間の上限もあり、増便や最終便出発時刻を遅くすることで、他の便への影響や、追加の運行車両および運転手が必要となることから、現時点では難しいと考えております。

今後も、市域全体の公共交通施策を見直しする中で、乗降客数や地元の皆様からのご意見等も勘案し、検討してまいります。

【要 望】

3. 高齢介護室

- (1) 大東三箇高齢者交流センターについて、新設から7年経過し、経年劣化する箇所への対応とともに新年度(平成31年度)導入予定の消費税増税に対応する予算措置をされたい。

【回 答】

ご要望の件につきましては、事前に調整の上、対応できるよう努めてまいります。

【各町会要望事項】

【要 望】

1. 三箇1丁目

- (1) 中戸水路の寝屋川からの流入部ゲート開閉および、ゴミの除去など、適切な管理をされたい。また、中戸水路敷の除草については、年2回実施されているが、除草後の除草剤の散布について検討されたい。特に市道江ノ口大箇線沿いの笹等に虫が発生する。

【回 答】

大雨時における水門管理(開閉作業)をはじめ、スクリーン部の定期的な清掃につきましては、今後も継続して実施してまいります。

また、市道江ノ口大箇線沿いにつきましては、現状、笹および雑草が水路の路肩部分から繁茂がみられ、それが虫の発生を誘発している要因の一つではないかと推測されます。これらの改善に向け、雑草等の繁茂を防止、抑制するための対策について検討し、12月中旬をめぐりに対策を実施してまいります。

【要 望】

(2) 市道住道四の宮線の舗装改良をされたい。西村橋より北の全区間の路面が荒れており、西村橋より南の区間は、補修施工済であるが、損傷している箇所がみられる。

また、だんじり曳行にかかる区域で舗装が損傷している箇所、特に1丁目10番7号先から西村橋までの改良工事を実施されたい。

【回 答】

補修箇所につきましては、優先順位を決めた上で計画的に対応してまいります。

【要 望】

(3) 市道住道四の宮線1丁目1番28号マンション前で、降雨時に水溜まりになる箇所があり改修されたい。

【回 答】

通行に支障がないよう対策内容を検討した上で、補修対応いたします。

【要 望】

(4) 三箇1丁目公園(第2幹線広場)の東側の法面が崩壊して危険であり、補修されたい。

【回 答】

関係機関との協議を整え、12月末をめどにセメント等により修繕を行います。

【要 望】

(5) 市道江ノ口大箇線沿いの旧水路敷の修景工事(第1期工事)に伴い植樹されたハナミズキが、1本枯れているので補植されたい。

【回 答】

枯木はすでに撤去いたしました。なお、補植につきましては、植樹の最適期間である11月以降に実施いたします。

【要 望】

(6) 中戸水路整備事業の残区間の南への延伸実施計画を提示されたい。
(LED防犯灯は必ず設置)

【回 答】

大東市内の水路跡地整備につきましては、大東第6水路(太子田1・2丁目地内)・大東第7水路(新田本町・西町・中町・旭町地内)・大東第10水路(灰塚4・5丁目地内)・三箇5丁目水路(三箇5丁目地内)・末広町水路(末広町地内)の5路線が進行中です。また、三箇5丁目水路(四ノ宮線)の整備は、昨年度から整備工事が開始されております。

三箇1丁目地内中戸水路の残区間整備につきましては、地域の皆様に必要な整備路線として、上記5路線の整備のめどが一定つきましたら、地元自治会および沿道の皆様の意向調査を行った上で計画的に整備を進めてまいります。

なお、防犯灯の設置につきましては、大東市LED防犯灯設置等補助事業の活用をお願いいたします。

【要 望】

(7) 三箇1丁目14番8号先にカーブミラー(2連)を設置されたい。

【回 答】

年内をめどに設置いたします。

【要 望】

2. 三箇3丁目

(1) 三箇3丁目6番8号東側、側溝の水路蓋を改修されたい。併せて排水会所へのゴミ落下防止網(ステンレス製)を水路蓋に設置されたい。

【回 答】

年内をめどに設置いたします。

【要 望】

(2) 三箇3丁目4番1号から4-5までの道路舗装工事の実施。

【回 答】

舗装箇所につきましては、優先順位を決めた上で計画的に対応してまいります。

【要 望】

(3) 三箇3丁目11番と、6番、墓地との間の水路の除草

【回 答】

当該水路跡地につきましては、従前より年2回の草刈りを実施しております。今後も継続して実施していく予定です。

【要 望】

(4) 三箇3丁目9番392号付近の道路が狭く交通量が多く危険であるため。安全徐行運転等の啓発看板を取り付けられたい。

【回 答】

10月5日に啓発看板を設置いたしました。

【要 望】

3. 三箇4丁目

(1) 三箇第2公園の改良
土留ブロックの設置

【回 答】

公園南側の土留ブロックは、年内をめどに設置いたします。

【要 望】

(2) 舗装改良整備

①三箇4丁目10番28号先から10番33号先まで

②三箇4丁目11番30号先から12番4号先まで

【回 答】

舗装箇所につきましては、優先順位を決めた上で計画的に対応してまいります。

【要 望】

(3) 道路の交通安全対策

- ①三箇4丁目4番街区北側の安全対策
・道路側溝の暗渠化及びポールコーンの設置

【回 答】

三箇4丁目4番街区北側の安全対策につきましては、地域の皆様と協議し、年内をめぐりに適切な安全対策を講じてまいります。

【要 望】

- ②横断歩道及び車両停止線の修復（7箇所）

【回 答】

横断歩道および車両停止線の修復につきましては、所管である四條畷警察へ早急に修復されるよう9月28日にお伝えいたしました。

【要 望】

(4) 道路標識の移設

- 三箇4丁目11番7号先の新設ガードレールの中の道路標識を移設されたい。

【回 答】

9月上旬に移設完了しております。

【要 望】

4. 三箇5丁目

- (1) 三箇第2地域広場の看板が錆びているため取り替えられたい。また、雨が降ると水溜まりができ数日にわたり使用不能となる為、排水工事をされたい。

【回 答】

園名板につきましては、来年度設置いたします。また、排水工事は年内をめぐりに実施いたします。

【要 望】

- (2) 5丁目地区内の曲がり角（数か所）に駐車している車があり、走行時見通しが悪く危険であるため駐車禁止の標識を設置されたい。

【回 答】

四條畷警察には9月28日に当該箇所を巡回いただくようお願いいたしました。なお、迷惑駐車禁止等の啓発看板を10月5日に設置いたしました。

【要 望】

(3) 市道住道四の宮線水路改修区間について

- ①植栽の清掃時に使用する道具類の保管箱を設置されたい。

【回 答】

保管箱の設置につきましては、今年度施行する2期工事後の植栽を含め、地域の皆様と協議し、対応いたします。

【要 望】

②不法占拠している2軒のベランダを不公平とならない様、撤去を進められたい。

【回 答】

当該物件につきましては、撤去または法定外公共物の払下げを行うよう指導を行っているところです。

【要 望】

③ツツジ開花後の剪定をされたい。

【回 答】

平成31年度から道路植栽管理業務委託により対応いたします。

【要 望】

(4) 5丁目3番32号北側道路傾斜角度の改良をされたい。

【回 答】

沿道関係者の了承が得られましたら、対応いたします。

【要 望】

5. 三箇6丁目南

(1) 水路への転落防止柵の設置

三箇6丁目4番2号前ポンプアップ場の一部分の柵がないため危険であり、開閉式の柵を設置されたい。

【回 答】

安全対策および清掃・点検時における利便性を考慮し、関係者等のご意見を伺いながら、10月末日をめどに設置いたします。

【要 望】

(2) 6丁目9番20号前の一旦停止標識とカーブミラーが右左同じ位置で設置されているため、大型車の通行が困難であり、どちらかを移設されたい。

【回 答】

本市では、現在、標識移設について四條畷警察と協議を行っており、協議が整い次第標識かカーブミラーどちらかの移設を行います。

【問い合わせ先】

政策推進部 秘書広報課 広報広聴グループ

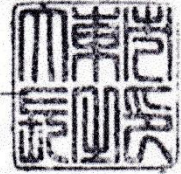
TEL 072-870-0403



大東秘広第2501号
【陳情第32号】
平成30年10月19日

大東市三箇自治会
区長 岡崎 信久 様

大東市長 東坂 浩



要望書について (回答)

平素は本市行政にご協力いただきありがとうございます。平成30年8月24日付けで、ご要望のありました件について、下記のとおり回答いたします。

記

【要 望】

1. 街づくり部

①地域広場の清掃管理

地域広場(旧・児童遊園)の清掃管理を平成24年度以降と同程度の内容で施行されたい。

【回 答】

次年度から平成24年度以前に行っておりました内容(4月～11月は30分の清掃を月2回、12月～3月は30分の清掃を月1回)で実施できるよう努めてまいります。

【要 望】

②公園トイレの夜間閉鎖

公園トイレの夜間使用については、各種の犯罪発生の要因になるため、三箇地区内の公園トイレ(3か所)について早急に夜間使用できないよう措置されたい。

【回 答】

9月25日から夜間使用できないよう措置を実施しております。

【要 望】

③三箇第1公園

三箇第1公園のトイレに男性用トイレを増設するとともに、車いすトイレに専用のオスメイト機器を設置されたい。

【回 答】

男性用トイレの増設およびオストメイト機器の設置につきましては、次年度実施できるよう努めてまいります。

【要 望】

④第2幹線広場について、近隣家屋への空き缶投棄、単車の乗り入れ等諸問題に対する対策を講じられたい。

【回 答】

諸問題の対策につきましては、自治会と協議させていただき、早急に対応してまいります。

【要 望】

⑤五軒掘新橋北西角に道路照明を新設されたい。

【回 答】

現在、設置に向け業者に発注中であり、年内をめどに設置いたします。

【問い合わせ先】

政策推進部 秘書広報課 広報広聴グループ

TEL 072-870-0403